

第32回成田市農業委員会総会議事録

令和8年2月9日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和8年2月9日(月)
午後2時30分から午後3時55分

2. 開催場所 成田市役所 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長 諏訪 恵 昨

1番 木村 知子 10番 森川 光江

2番 大竹 卓 11番 矢崎 光二

3番 宮城 敏彦 12番 萩原 孝次

4番 田中 敏雄 13番 小川 美智子

5番 浅井 弘一 15番 宇井 甲司郎

6番 京相 稔 16番 泉水 厚子

7番 加藤 茂 17番 藤崎 明

8番 渡邊 義行 18番 坂田 一郎

9番 諏訪 和恵

5. 欠席委員 19番 湯浅 恵介

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年2月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局 長 渋沢 淳

主幹兼振興係長	鎌	形	清	人
農地係長	椎	名	俊	亮
主査	青	柳	紀	生
主任主事	伊	藤	和	輝

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日の出席委員は18名です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第32回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、1月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、

12番 萩原 孝次 委員、13番 小川 美智子 委員 の兩名を指名いたします。
また、書記に鎌形主幹 兼 振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（令和8年2月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案3件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。売買の申請が9件ございました。

① 売買でございます。

1番及び2番は、同一の譲受人からの申請であり関連がございますので、一括してご説明いたします。

滑川にお住まいの譲受人が、それぞれ、猿山にお住まいの譲渡人が所有する、1番が猿山の畑1筆、104㎡を、2番が猿山の畑1筆、102㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「家庭菜園を行いたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「耕作を行っていないため」というもので、総会資料1ページ及び

2 ページに案内図がございます。

3 番、伊能にお住まいの譲受人が、橋賀台二丁目にお住まいの譲渡人が所有する、横山の畑1筆、1, 085㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「隣接している自己所有地と一体で耕作したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「耕作できないため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

4 番、北須賀にお住まいの譲受人が、北須賀にお住まいの譲渡人が所有する、下方干拓の田1筆、999㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「隣接している自己所有地と一体で耕作したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「後継者がいないため」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

続きまして、5番及び6番は、同一の譲受人からの申請であり関連がございますので、一括してご説明いたします。下方にお住まいの譲受人が、5番、埼玉県川口市にお住まいの譲渡人が所有する、飯仲、江弁須、台方、下方、大袋、五区入会の現況、田2筆、合計3,632㎡を、6番が飯田町にお住まいの譲渡人が所有する、飯仲、江弁須、台方、下方、大袋、五区入会の現況、田1筆、1,067㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、5番が「遠方に住んでおり耕作が困難なため」、6番が「相続により取得したが耕作が困難なため」というもので、総会資料5ページ及び6ページに案内図がございます。

議案集5ページをお開き願います。

7 番、四谷にお住まいの譲受人が、大菅にお住まいの譲渡人が所有する、大菅の畑1筆、1,014㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「転居予定地に隣接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

8 番、北須賀にお住まいの譲受人が、北須賀にお住まいの譲渡人が所有する、北須賀の現況、畑1筆、555㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

9番、北須賀にお住まいの譲受人が、北須賀にお住まいの譲渡人が所有する、北須賀の畑1筆、417㎡を、売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料9ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条①売買の1番及び2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番及び2番は、畑2筆を取得し、「ミニトマト・きゅうり・ねぎ・大根・水菜」を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。

以上のことから売買の1番及び2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑1筆を取得し、「甘藷」を作付したいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。

なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田1筆を取得し、「水稻」を作付したいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の5番及び6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番及び6番は、現況：田3筆を取得し、「水稻」を作付したいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の5番及び6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に

当てはまらないと思われます。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、畑1筆を取得し、「トマト・なす・きゅうり」を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買8番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の8番は、現況：畑1筆を取得し、「人参・大根」を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の8番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の9番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の9番は、畑1筆を取得し、

「ねぎ」を作付したいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のことから売買の9番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番及び2番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 去る2月4日、午後1時から成田市役所議会棟第1委員会室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。

農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、合計9名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番及び2番につきましては、申請地は、下総支所の東、市道高岡猿山線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「譲受人の申請事由で家庭菜園を行いたいとあるが、農地を持っていないため、新規に農地を取得し、家庭菜園を行うということなのか。」との質問があり、事務局からは「田は所有していることから、経営面積に含んでおりますが、畑は所有していないため、新規に取得するための申請となります。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 それぞれの申請地が同じ場所に見えるのですが、どのような位置関係なのでしょうか。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 申請地の現況は一つの圃場になっております。

○議長 他にございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番及び2番を一括して採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番及び2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の3番につきましては、申請地は、横山公民館の南、市道伊能新木戸線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

続きまして、①売買の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の4番につきましては、申請地は、下方青年館の南西、市道下方酒々井線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。
続きまして、①売買の5番及び6番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。
(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の5番及び6番につきましては、申請地は、台方青年館の北西、市道宗吾北須賀線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「一枚として耕作しているのか。」との質問があり、事務局からは「間に畔があるため、一枚としてではありません。」との回答がありました。また、別の委員より、「申請があった面積について、5番は3反6畝、6番は1反歩であるが、案内図に示された面積に差があるように見えるが、何か理由があるのか。」との質問があり、事務局からは「目標物となる公共施設を入れるため、縮尺等を調整したことから、差があるように見えてしまっております。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番及び6番に関するご意見・ご質問をお願いします。
(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番及び6番を一括して採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番及び6番は可決されました。
続きまして、①売買の7番について小委員長より小委員会報告をお願いします。
(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の7番につきましては、申請地は、下総高等学校の北西、市道大菅村中線の北西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「現況写真で見ると、更地のように見えるが、耕作を行っていた農地か。」との質問があり、事務局からは「耕作はしておらず、空港関連で移転する譲受人が、転居後の隣接地として耕作します。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。続きまして、①売買の8番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の8番につきましては、申請地は、北須賀青年館の北東、市道北須賀大竹線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「8番と次の9番の案件は、売買ではなく、交換にあたるのではないのか。」との質問があり、事務局からは「双方が対価を支払い、一方が差額分を支払うというものではないため、交換ではなく売買となります。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。続きまして、①売買の9番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 3条①売買の9番につきましては、申請地は、北須賀青年館の北東、市道北須賀大竹線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の9番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の9番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の9番は可決されました。
以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集6ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で14件の申請がございました。

①売買でございます。6件の申請がございました。

1番、譲受人である東京都港区の法人が、吉倉にお住まいの譲渡人が所有する、吉倉の田1筆、1,512㎡を売買により取得し、「蓄電所用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

2番、西大須賀にお住まいの譲受人が、松崎にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の畑2筆、合計1,120㎡を売買により取得し、「農家住宅用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

議案集7ページでございます。

3番、小泉にお住まいの譲受人が、譲渡人である古込の法人が所有する、十余三の畑2筆の一部、179.75㎡を売買により取得し、「農業用倉庫への進入路用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

4番、西大須賀にお住まいの譲受人が、西大須賀にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆の一部、479.26㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

続きまして、5番及び6番については、同一事業者による同一事業であり関連がご

ございますので、一括でご説明いたします。

譲受人である滑川の法人が、5番、滑川にお住まいの譲渡人が所有する、滑川の畑1筆、1,353㎡を、議案集8ページに移りまして、6番が滑川にお住まいの譲渡人が所有する畑1筆、185㎡を売買により取得し、「テント倉庫用地」として、転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料18ページに案内図、19ページに公図の写しがございます。

続きまして②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、囲護台にお住まいの借受人が、青山にお住まいの貸付人が所有する、青山の畑1筆、358㎡に使用貸借権を設定し、専用住宅用地として転用したいという申請でございます。

総会資料20ページに案内図、21ページに公図の写しがございます。

続きまして、議案集9ページでございます。

③賃借権の設定でございます。新規が1件、許可後の計画変更承認が6件、合計7件の申請がございました。

1番、賃借人である君津市の法人が、松崎にお住まいの賃貸人が所有する、松崎の田1筆、1,280㎡を借り受け、「仮設事務所及び車両置場用地」として、令和9年3月31日まで一時転用したいという申請でございます。

総会資料22ページに案内図、23ページに公図の写しがございます。

続きまして、許可後の計画変更承認でございます。

2番、賃借人である千葉市美浜区の法人が、香取郡多古町にお住まいの賃貸人が所有する大栄十余三の畑1筆、92㎡を工事用進入路用地として、令和8年12月31日まで、期間を延長したいという申請でございます。

総会資料24ページに案内図、25ページに公図の写しがございます。

議案集10ページをお開き願います。

3番及び4番につきましては、同一の農地における同一事業の申請となりますので、一括して説明いたします。

賃借人である千葉市美浜区の法人が、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する吉岡の畑1筆、1,377㎡を工事用進入路用地として、令和8年5月31日まで、期間を延長したいという申請でございます。

総会資料26ページに案内図、27ページに公図の写しがございます。

議案集11ページでございます。

5番、6番並びに7番につきましては、同一申請者による同一事業であり関連がございますので、一括して説明いたします。

賃借人である千葉市美浜区の法人が、5番は、川上にお住まいの賃貸人が所有する川上の畑1筆の一部、369.88㎡を、6番は、大山にお住まいの賃貸人が所有する、川上の畑1筆の一部、427.27㎡を、7番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する、川上の畑1筆の一部、963.06㎡を工事用通路用地として、令和8年12月31日まで、期間を延長したいという申請です。

総会資料28ページに案内図、29ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、蓄電所用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和8年6月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枿を設置する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、吉倉共同利用施設の北、市道成田法ヶ塚線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 蓄電所とは、どこかで発電した電気を蓄えておき、販売すると思うのですが、近くで発電しているのでしょうか。もしくは近くで消費するのでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 事業計画で確認すると、申請地にはキュービクルなどを設置し、電力料金が安い時に充電し、高い時に売電することにより利益を得ようとするものです。

○議長 その他ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和7年6月9日公告により除外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、農家住宅用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年5月10日着手、令和8年11月10日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、令和8年1月21日付けで開発許可申請が提出されております。

計画面積の妥当性については、1, 120㎡の敷地に、建築面積約161㎡の農家住宅及び建築面積60㎡の車庫、建築面積約33㎡の倉庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ農家住宅の上限である、おおむね1,000㎡を下回っていることから妥当な計画面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸

透枘及び貯留槽を設置しオーバーフロー分は市道側溝へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、八生小学校の北東、市道松崎名代線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の3番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和7年11月19日公告により、農業振興地域整備計画において農業用施設用地として用途変更がなされ、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、許可し得る農地に該当します。

転用目的は、農業用倉庫への進入路用地です。資力及び信用については、残高証明書及び補償額提示書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和8年7月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の3番につきましては、申請地は、十余三防音集会所の北西、県道久住停車場十余三線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条、①売買の3番を採決いたします。

それでは、本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号農地法第5条①売買の3番は可決されました。

続きまして、①売買の4番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の4番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年5月21日着手、令和8年10月14日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、479.26㎡の敷地に、建築面積約121㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡を下回っていることから妥当な計画面積となっております。

す。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は敷地内浸透とし、表流水は、市道側溝へ放流する計画です。

また、生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、処理水を市道側溝へ放流する計画です。

農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われま。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の4番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の南西、県道成田滑河線を西側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の中で委員より、「一部転用だが、残地の畑はどうなるのか。」との質問があり、事務局からは、「親族間の売買であり進入路も確保されるため、問題はないと思われま。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めま。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の4番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の5番及び6番につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の5番及び6番です。

農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであるため、許可できる例外規定に該当しま。

転用目的は、テント倉庫用地です。現在、賃借している倉庫が施設の老朽化を理由に立ち退きを求められていることから、その代替えとして使用する予定で。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年3月1日着手、令和8年9月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましても、令和8年1月16日付けで開発行為等指導要綱にもとづき市と協定書を締結しており、許可申請は今月中に行う予定です。また、市土質条例についても、今月中に申請予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水については、宅内に貯留浸透施設を設けて処理する計画です。生活雑排水は、用水がないので排出しません。

場内は、接続する県道より低いため、山砂で盛土をする計画です。盛土高は平均45cmで、多古町の山砂採取場から搬入する計画になっています。

農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。その他検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の5番及び6番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の5番及び6番につきましては、申請地は、下総支所の南西、県道成田滑河線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の中で委員より、「1610番が進入路になるのか。」との質問があり、事務局からは、「1610番は緑地となると伺っており、1609番の一部が進入路となります。隣接する1608番の水路は進入路には含まれない計画です。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番及び6番を一括して採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の5番及び6番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、申請地からおおむね300メートル以内に圏央道の下総インターチェンジがあることから第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年3月19日着手、令和8年8月7日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、358㎡の敷地に、建築面積約70㎡の専用住宅及び125㎡の駐車場を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡を下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は浸透枿を設置し、敷地内浸透で処理する計画です。

また、生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、処理水は蒸発散装置で敷地内処理する計画です。

農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われまます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、青山コミュニティセンターの東、県道成田下総線を西側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、仮設事務所及び車両置場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和9年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③賃借権の設定の1番につきましては、申請地

は、成田市学校給食センターの東、市道ニュータウン中央線を西側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の中で委員より、「どのような経緯で、この法人が一時的に賃借するのか。」との質問があり、事務局からは、「申請地近くで福祉施設の建設の計画があり、そのための仮設事務所と車両置場用地となっております。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の2番、許可後の計画変更承認について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の2番、許可後の計画変更承認です。

農地の区分については、第1種農地に該当します。

第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の計画変更の申請は、当初計画の令和6年9月1日から令和8年3月31日までの工事期間を、令和8年12月31日まで延長しようとするものであり、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められることから、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う工事用進入路用地です。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われま

す。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の2番、許可後の計画変更承認について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③賃借権の設定の2番、許可後の計画変更承認

につきましては、申請地は、大栄十倉三発電所の南西、市道谷三倉羊舎前線を南側に入った農地で、現況は許可どおり、工事中進入路用地として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の2番、許可後の計画変更承認を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の2番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の3番及び4番、許可後の計画変更承認につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の3番及び4番、許可後の計画変更承認です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の計画変更の申請は、当初計画の令和6年11月1日及び令和6年12月26日から令和8年3月31日までの工事期間を、令和8年5月31日まで延長しようとするものであり、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、かつ、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う工事中進入路用地です。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われま

す。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の3番及び4番、許可後の計画変更承認について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③賃借権の設定の3番及び4番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、ノ上共同利用施設の西、市道水の上新田線の西側に隣接する農地で、現況は許可どおり、工事中進入路用地として使用されておりました。

審査の中で委員より、「3番、4番は同じ地番だが、別々に申請が出ていたということが良いのか。また、総会議案の面積と案内図・公図の面積の合計に差があるが、理由を教えてほしい。」との質問があり、事務局からは、「委員のご推察のとおりで、申請の時期が異なるためです。また、合計面積に差があるのは、図面上の端数処理の問題によるものです。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の3番及び4番、許可後の計画変更承認を一括して採決いたします。本案2件について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の3番及び4番、許可後の計画変更承認の2件は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の5番から7番、許可後の計画変更承認につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の5番、6番及び7番、許可後の計画変更承認です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の計画変更の申請は、当初計画の令和6年12月1日から令和8年3月31日までの工事期間を、令和8年12月31日まで延長しようとするものであり、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、かつ、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う工事中通路用地です。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われま

す。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の5番、6番及び7番、許可後の計画変更承認について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③賃借権の設定の5番から7番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、グリーンウォーターパークの南、県道成田小見川鹿島港線を北側に入った農地で、現況は許可どおり、工事用通路用地として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案3件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の5番から7番、許可後の計画変更承認を一括して採決いたします。本案3件について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の5番から7番、許可後の計画変更承認の3件は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 続きまして、議案第3号 農用地 利用集積等促進計画案(令和8年2月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、大竹 委員、田中 委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(大竹 委員、田中 委員 退室)

○議長 それでは、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案(令和8年2月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集12ページをお開き願います。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（令和8年2月）について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、13ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概要につきまして、15ページの総括表により、ご説明いたします。

なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、17ページから28ページをご覧ください。

それでは、議案集15ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は369,481㎡で、うち、田が256筆、62件、317,249㎡、畑が19筆、7件、52,232㎡でございます。

新規及び更新の内訳につきましては、新規設定が、契約面積88,795㎡で、田が49筆、17件、59,025㎡、畑が11筆、2件、29,770㎡でございます。

再設定は、契約面積280,686㎡で、田は207筆、45件、258,224㎡、畑は8筆、5件、22,462㎡でございます。

続きまして1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集29ページから40ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

議案集17ページをお開き願います。

2. 再配分の転貸でございます。合計の契約面積は6,014㎡、田2筆2件で、詳細につきましては、議案集41ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（令和8年2月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○**小委員長** 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案（令和8年2月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○**議長** 異議なしの声がございましたので、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案（令和8年2月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○**議長** 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

（大竹 委員、田中 委員 入室）

○**議長** それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

○**議長** 渋沢事務局長

○**渋沢事務局長** 議案集42ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集43ページでございます。

「①農地法第3条の3の規定による届出」でございます。7件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集47ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。2件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集48ページでございます。

「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。2件の

届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集49ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。

5条で1件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集50ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。36件の通知がございました。

賃借人及び貸借人双方の合意に基づく貸借借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集60ページをご覧ください。

「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。

①農地法施行規則第29条第1号の規定による届出で、2a未満の農業用施設用地への転用が1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集61ページをご覧ください。

「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、成田出張所より6件、香取支局より2件、合計8件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第4号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第32回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時55分)